

日照幼稚園行動計画（第2回）

教職員の働き方を見直し、特に女性が継続就業者が増えるよう、妊娠・出産を通じて、子育て中の教職員への支援のあり方を検討する。

1, 計画期間 平成25（2013）年3月1日～平成30（2018）年2月28日までの5年間

2, 内容

就業規則・育児介護休業規程・パートタイマー就業規則・経理規程を改正し、以下の目標に円滑に対応するようにする。

目標1：妊娠中の教職員の母性健康管理について随時相談窓口を設け、制度の周知を図る。

〈対策〉

また、全ての規則・規程を職員に配布し、その内容の周知を図る。

目標2：妊娠中や産休・育児休業復帰後の相談窓口を設置する。

〈対策〉

●平成25年（2013）5月中…上記の改正・制定を踏まえ、園長が「育児休業取扱要項」を説明する。内容は、

1、育児休業の期間について申請を出すこと。

2、育児休業期中の取扱いなど

◎私学共済…①出産費・出産費付加金を請求します。

②出産手当金を請求します。

③育児休業掛金免除申出書を提出します。

④掛金免除月以外の掛金を納めてください。

◎雇用保険…育児休業基本給付金を請求します。

◎退職金財団…園において納めます。

◎住民税…本人負担（園にて納税事務を致します）

などである。

目標3：年次有給休暇の取得日数を一人あたり、平均年間8日以上とする。

〈対策〉

●平成25（2013）年4月中 就業規則・給与規程・育児介護休業規程・パートタイマー休業規則を改訂。年次有給休暇の計算とその取得について周知徹底を図る。

●平成25（2013）4月中 給料に有給休暇の残日を明記することを開始する。